教育福祉委員会審査日程表

日時　平成２５年６月２５日(火)
午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１　議案第５０号　流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第２　議案第５１号　流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第３　議案第５２号　流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第４　陳情第４号　老朽化した公立学校の調査と対策に関する陳情書

第５　陳情第５号　小中併設校建設について、十分な説明会の開催等を求める陳情書

第６　陳情第８号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

第７　陳情第７号　「国における平成２６（２０１４）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

第８　所管事務の継続調査について

新旧対照表

<table>
<tr>
<th>新</th>
<th>旧</th>
</tr>
<tr>
<td>
○流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例
昭和62年3月30日
条例第7号
(趣旨)
第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、流山市平日夜間・休日診療所(以下「診療所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(設置)
第2条　市は、急病患者の診療を行うため、診療所を設置する。
(名称及び位置)
第3条　診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>流山市平日夜間・休日診療所</td><td>流山市西初石4丁目1433番地の1</td></tr>
</table>
(診療科名)
第4条　診療所の診療科名は、内科、小児科及び歯科とする。
(診療日及び診療時間)
第5条　診療所の診療日及び診療時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
(使用料)
第6条　診療を受け、又は薬剤若しくは治療材料の支給を受けた者は、法令に基づく一部負担金又は療養に要する費用の額(以下「使用料」という。)を納入し
</td>
<td>
○流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例
昭和62年3月30日
条例第7号
(趣旨)
第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、流山市平日夜間・休日診療所(以下「診療所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(設置)
第2条　市は、急病患者の診療を行うため、診療所を設置する。
(名称及び位置)
第3条　診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>流山市平日夜間・休日診療所</td><td>流山市西初石4丁目1433番地の1</td></tr>
</table>
(診療科名)
第4条　診療所の診療科名は、内科、小児科及び歯科とする。
(診療日及び診療時間)
第5条　診療所の診療日及び診療時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
(使用料)
第6条　診療を受け、又は薬剤若しくは治療材料の支給を受けた者は、法令に基づく一部負担金又は療養に要する費用の額(以下「使用料」という。)を納入し
</td>
</tr>
</table>

なければならない。

2　前項の規定にかかわらず、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるもの以外のものに係る使用料は、前項に規定する使用料に、その使用料に100分の5を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。

(使用料の減免)

第7条　市長は、特別な事由がある者で使用料を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号に掲げる措置を採ることができる。

(1)　使用料を減額すること。

(2)　使用料の支払を免除すること。

(委任)

第8条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則(平成元年6月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成5年3月24日条例第4号抄)

なければならない。

2　前項の規定にかかわらず、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるもの以外のものに係る使用料は、前項に規定する使用料に、その使用料に100分の5を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。

(使用料の減免)

第7条　市長は、特別な事由がある者で使用料を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号に掲げる措置を採ることができる。

(1)　使用料を減額すること。

(2)　使用料の支払を免除すること。

(業務委託)

第8条　市は、診療所の設置目的を効果的に達成するため診療行為等を次の各号に掲げる団体に委託する。

(1)　社団法人流山市医師会

(2)　社団法人流山市歯科医師会

(3)　流山市薬剤師会

(委任)

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則(平成元年6月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成5年3月24日条例第4号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附　則(平成9年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附　則(平成19年3月26日条例第10号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

診療科名	診療日	診療時間
内科及び小児科	平日	午後7時から午後9時まで
	日曜日、祝日及び年末年始の休日	午前9時から午後5時まで
歯科	日曜日、祝日及び年末年始の休日	午前9時から正午まで

備考

1　この表において「平日」とは、次の各号のいずれかに該当する日以外の日をいう。

(施行期日)

1　この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附　則(平成9年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附　則(平成19年3月26日条例第10号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

診療科名	診療日	診療時間
内科及び小児科	平日	午後7時から午後9時まで
	日曜日、祝日及び年末年始の休日	午前9時から午後5時まで
歯科	日曜日、祝日及び年末年始の休日	午前9時から正午まで

備考

1　この表において「平日」とは、次の各号のいずれかに該当する日以外の日をいう。

(1)　日曜日 (2)　祝日 (3)　年末年始の休日 2　この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。 3　この表において「年末年始の休日」とは、1 月 2 日、同月 3 日、12 月 30 日及び同月 31 日をいう。	(1)　日曜日 (2)　祝日 (3)　年末年始の休日 2　この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。 3　この表において「年末年始の休日」とは、1 月 2 日、同月 3 日、12 月 30 日及び同月 31 日をいう。

■文化会館駐車場の使用料収入とゲート機器借上料(保守管理委託料含む)支出(円)

	支出額	収入額	差額
平成 20 年度	2,193,030	1,216,300	実績
平成 21 年度	4,386,060	3,808,500	〃
平成 22 年度	4,386,060	3,438,840	〃
平成 23 年度	4,386,060	3,218,100	〃
平成 24 年度	4,386,060	4,405,470	〃
平成 25 年度	2,193,030	2,032,000 (予算額)	推計値
	21,930,300	18,119,210	△3,811,090

※収入額内訳：駐車場使用料収入

※支出額内訳：ゲート機器精算機保守管理業務委託料、ゲート機器借上料
借り上げ期間は５年